

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく本学における各責任者等の責任範囲と権限について

【最高管理責任者】学長

- < 責任範囲 > 本学における公的研究費の最終的な運営・管理に関すること。
- < 権 限 > 公的研究費の運営・管理を適切に維持するためにすべての執行権をもつ。

【統括管理責任者】副学長

- < 責任範囲 > 機関全体の公的研究費の実質的な運営・管理に関すること。
- < 権 限 > 公的研究費の運営・管理を適切に維持するため、部局責任者及び関係部署への指示並びに命令を行う。

【コンプライアンス推進責任者】各学部長、各大学院研究科長、各センター・研究所の長、 水田記念図書館長、留学生別科長、事務局長、事務局長

- < 責任範囲 > 当該部局の公的研究費の実質的な運営・管理に関すること。
- < 権 限 > 公的研究費の運営・管理に係る全ての構成員へのコンプライアンス教育の実施と受講状況等の管理・監督する。
必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

【コンプライアンス推進副責任者】コンプライアンス推進責任者が任命した者

- < 責任範囲 > コンプライアンス推進責任者に準ずること。
- < 権 限 > コンプライアンス推進責任者に準ずること。

【事務部局責任者】教務課長、経理課長

- < 責任範囲 > 公的研究費の使用ルールに関すること。(教務課長)
公的研究費の使用ルールの遵守に関すること。(教務課長)
物品発注及び納品検収に関すること。(経理課長)
予算の執行状況に関すること。(経理課長)
- < 権 限 > 公的研究費の使用ルールの企画及び立案
公的研究費の管理・運営主体に対する指導及び助言
公的研究費の申請等事務処理手続きの企画及び立案

以 上